

2011年8月22日

大韓民国 特許庁長殿
(気付 特許審査政策課長殿)

日本知的財産協会 アジア戦略プロジェクト
リーダー 小園江 健一
(Kenichi OSONOE)

貴国特許法一部改正法律案に対する意見

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ども日本知的財産協会は、1938年に日本において設立されました知的財産権に関する民間のユーザー団体で、貴国への特許出願も多数行っている日本の主要企業約900社を会員としており、世界における知的財産制度、その運用の改善について、意見などを関係先に提出いたしておりますが、今般、標記法律案について精査させていただきました。

つきましては、以下のとおり、私どもの意見を取り纏めましたので、ご検討の程、宜しく願い申し上げます。

また、今回提出いたします意見の背景、理由などについてご説明するのに吝かではございませんので、その必要がありましたら遠慮なくご連絡いただければ幸いです。

敬具

- 記 -

1. 第42条の2を新設し、韓国語以外の知識経済部令で定めた言語により発明の内容を記載した書面等の特許庁到達日を出願日とすることに賛同します。
<理由> 外国語明細書による出願の認容は当協会が以前より導入をお願いしていたものであり、この改正は、外国語で作成した論文の内容を早期に出願しようとする韓国人や、パリ条約が規定する優先権主張可能期間の満了直前に優先権主張出願をしようとする外国人の利便性向上に寄与するものと考えます。
<備考> 第42条の2に規定する言語を知識経済部令で指定する際には、事実上国際語となっている英語と、貴国への特許出願の多い日本人の利便性を考慮し日本語を対象に含めていただくようお願いいたします。
2. 第201条及び第208条等を改正し、外国語国際特許出願に対する原文主義を採用し、外国語国際特許出願において国際特許出願日までに提出された発明の説明、請求範囲を第42条の2第1項第3号に規定する「外見上明細書()」とみなすことにより、外国語国際特許出願の原文に基づく補正を可能とすることに賛同します。
<理由> 外国語国際特許出願の原文に基づく補正の認容は当協会が以前より導入をお願いしていたものであり、この改正は、原文には正確に記載していたにもかかわらず韓国語翻訳文に明らかな誤訳があった場合の救済を通じた国際特許出願人の利便性向上に寄与するものと考えます。

以上

お問い合わせ先：
日本知的財産協会
事務局長 土井 英男
TEL: 81-3-5205-3432
FAX: 81-3-5205-3391
Email: doi@jipa.or.jp